富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第３９４号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年７月２４日

各社会福祉法人　代表者　様

（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

社会福祉法人による海外事業の実施等について

日頃より、市町村福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より平成３０年７月２日及び同月４日に発出されました通知等について下記のとおりお知らせします。

記

**１　通知文書等**

**「社会福祉法人による海外事業の実施等について」**

（平成３０年７月２日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長文書）

　**「社会福祉法人による海外事業の実施等に係るＱ＆Ａ について」**

（平成３０年７月４日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

なお、上記文書については、今後、厚生労働省ホームページ

「社会福祉法人制度改革について」に掲載される予定とのことです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１　南河内広域事務室　広域福祉課　　　　　　　　　社会福祉法人担当住 所：富田林市寿町２丁目６番１号南河内府民センタービル２階T E L：０７２１－２０－１１９９FAX：０７２１－２０－１２０２Mail: k-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp |